

経済産業省

30東北エネ再設第47号
平成30年5月29日

株式会社三種町浜田北発電所
代表取締役 堀田 成 殿

経済産業大臣 世耕 弘成



再生可能エネルギー発電事業計画の認定について(通知)

平成30年2月23日付けをもって申請があった上記の件について、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第9条第3項の規定に基づき、下記のとおり再生可能エネルギー発電事業計画の認定をしたので、通知します。

記

1. 発電事業者情報

発電事業者名	株式会社三種町浜田北発電所
代表者氏名	代表取締役 堀田 成
住所	埼玉県蕨市錦町1-12-40 アーバンラフレ戸田910

2. 設備情報

発電設備区分	風力発電設備(20kW未満)	
設備ID	C996328B05	
設備名称	秋田県山本郡三種町浜田字太平58-54風力発電所	
設備の所在地	秋田県山本郡三種町浜田字太平58-54	
設備仕様	発電出力	19.8kW
	製造事業者名	WinPower株式会社
	型式番号	GHRE19.8J
	NK認証番号	TC-0014
接続契約締結日	平成30年1月10日	

3. 備考

- (1) 本認定には、平成29年度の調達価格が適用されます。
- (2) 認定日（平成30年5月29日）から起算して4年後の日（平成34年5月28日。以下「運転開始期限日」という。）までに、法第2条第5項に規定する特定契約に基づいて再生可能エネルギー電気の供給が開始されない場合、調達期間は、運転開始期限日から当該供給開始日までの期間を除いたものとなります。
- (3) 「地方税法第七十二条の四に規定する国及び法人」の該当の有無：有 無
- (4) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第5条第1項第6号及び第7号の規定により、運転開始後1ヶ月以内に当該発電設備の設置に要した費用に関する情報等を、また、毎年1回当該発電設備の運転に要する費用に関する情報等を、「再生可能エネルギー電子申請ホームページ」により提出様式を作成し、認定を受けた地方経済産業局に提出してください。

<教示>

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により経済産業大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の審査請求をすることができなくなります。

この処分についての取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。